

平成27年3月25日

## 第73回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第73回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年1月19日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 平成27年3月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩  
事務局次長兼  
農地係長 村上和男  
副主幹兼  
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第73回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後13時30分

|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | <p><b>【開会】</b><br/> ただいまより第73回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。<br/> 先唱は3番、鈴木重徳委員にお願いします。<br/> （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）<br/> 着席願います。</p>  |
| 議 長     | <p><b>【会議成立宣言】</b><br/> 本日の出席委員数は28名であります。定数に達しておりますので直ちに第73回遠野市農業委員会総会を開会します。<br/> 8番阿部儀信委員はまだ来ていませんので、報告致します。</p>  |
| 議 長     | <p><b>【事務事業経過報告】</b><br/> 日程に先立ちまして、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたさせます。</p>  |
| 事 務 局 長 | <p>はい、議長。事務事業経過について報告いたします。<br/> （以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略）</p>   |
| 議 長     | <p><b>【報告事項】</b><br/> 次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長をして報告いたさせます。</p>  |
| 事 務 局 長 | <p>はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。<br/> （以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略）</p>  |
| 議 長     | <p>ありがとうございました。ただいまの報告について質疑ありませんか。<br/> （「なし」の声あり）</p>  |
| 議 長     | <p>質疑なしと認め質疑を終結致します。次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告致します。</p>  |
| 農 地 係 長 | <p>はい、議長。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆3,181平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆2,429平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>3番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆13,025平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>4番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆2,251平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>5番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町3筆13,208平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>6番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆7,657平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約です。</p> <p>7番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町1筆3,649平方メートル。農地法第3条の全部解約です。合意により解約がされた旨の通知を受けたものでございます。なお、今後の耕作等につきましては後段出て参ります議案の方でご審議頂く案件もでございます。以上、ご報告申し上げます。</p> |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 議   | 長 | ただいまの報告に関し質疑ありませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議   | 長 | 質疑なしと認め質疑を終結致します。   |
| 議   | 長 | 【議事日程】<br>それでは、議案審議に先立ち議事参与の専任についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与出来ませんので議案に係る委員は退席願います。   |
| 議   | 長 | 【日程第1】<br>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議   | 長 | ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に4番佐々木義弘委員、5番奥寺晴夫委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。<br>次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局に致させます。  |
| 農地係 | 長 | はい、議長。議案総括表でございます。法第3条今月計12件129,008平方メートル。利用集積今月計92件533,365平方メートル。法第4条今月計2件2,720平方メートル。法第5条今月計1件328平方メートル。適用外今月計1件5.51平方メートル。法第18条第6項今月計7件45,400平方メートル。以上でございます。  |
| 議   | 長 | 【日程第2】<br>日程第2、議案第91号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の要件の適合性に係る適否の審査についてを上程致します。事務局より説明致させます。  |
| 農地係 | 長 | はい、議長。議案第91号農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の要件の適合性に係る適否の審査についてでございます。農業生産法人の要件の適合性に係る適否の審査を求めるものでございます。要件につきましては、法人の事業要件それから構成員要件が主なものとなります。<br>①法人の形態要件…法人の形態は“●●●●”<br>法人の名称…法人の名称は「●●●●」<br>法人の代表者名…●●●●●<br>法人の住所…岩手県遠野市●●町●●●●地割●番地<br>法人の設立年月日…設立年月日は平成27年2月27日<br>資本の総額…●万円<br>資本の出資一口の金額…●万円<br>資本の内訳…出資金●万円<br>②事業要件…1. 農畜産物の生産販売・2. 飼料の製造販売・3. 有機肥料の製造販売及び運搬・4. 農作業の受託・5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業ということで、主たる事業が全て農業に関するものとなっております。<br>法人財産の所有の状況ですが、現在設立してまだ1ヶ月経っていないということで、こちらについては手続き中という形になっておりますので現在はございません。<br>計画の部分でございますが、主な事業の取り組みについては●●で●●の販売が主なものとなっております。土地の地用につきましては、田・畑併せて●平方メートルについて●●を作付するものとなっております。なお、この法人につきましては、家族経営の農業から●●●●へ設立という形になったものでございまして、現状の販売額につ |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>きましては年額●万円という報告を頂いております。</p> <p>次ページにつきましては、③構成員要件及び④業務執行役員要件でございます。●名の構成員でございますが、氏名については上から●●●●、出資金●万円、農業従事日数は●日、構成員要件といたしましては常時従事者要件に適合致します。●●●●、出資金●万円、役職については取締役でございます。農業従事日数は●日、常時従事者要件に適合致します。●●●●、出資金●万円、こちらは社員という構成になります。従事日数は●日で、常時従事者要件を満たしております。●●●●、出資金●万円、従事日数は●日で、常時従事者要件を満たすものとなっております。役員●名・構成員として●名の合計●名の構成で設立された会社でございます。以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p> |
| 議 長   | <p>ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>   |
| 26番委員 | <p>はい、26番多田です。事業要件の有機肥料の製造販売及び運搬とありますけれども、会社となると産業廃棄物の関係で堆肥の販売等はかなり条件が厳しいとお聞きしたんですが、その辺をお聞きしたいです。</p>  |
| 議 長   | <p>ただいまの質問について事務局説明願います。</p>   |
| 農地係長  | <p>はい、議長。お答えいたします。有機肥料の製造販売及び運搬ということで、産業廃棄物と関連いたしますのは、肥料取締法の部分が関連する法律になって参ります。現在、この事業要件に載せさせて頂いた項目については定款として登録になりました項目を載せております。肥料取締法・産業廃棄物法の手続きにつきましては、現在終了したという情報は得ておりませんので、今後こちらについては適正な取り扱いがされなければ販売等までは至れないはずですので、お知らせする機会がございましたら周知をしていきたいと思っております。あくまでも事業として取り組むということでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。</p>  |
| 26番委員 | <p>分かりました。</p>   |
| 議 長   | <p>よろしいですか。その他ありませんか。</p>  |
| 25番委員 | <p>一つよろしいですか。</p>  |
| 議 長   | <p>はい。</p>   |
| 25番委員 | <p>25番綱木です。一つ聞きたいのは、常時従事者の労働日数は●～●日となっておりますが、最低何日あれば該当するのでしょうか。</p>  |
| 農地係長  | <p>はい、議長。農地法第2条でございます、常時従事者の部分につきましては、原則的には150日以上となっております。なお、構成員等の要件によっては、60日以上でも常時従事者とすることが出来ます。</p>  |
| 25番委員 | <p>分かりました。</p>   |
| 議 長   | <p>その他ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>  |
| 議 長   | <p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第91号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>ご異議なしと認めます。よって議案第91号は原案の通り可と決しました。</p>  |
| 議 長   | <p>【日程第3】<br/>日程第3、議案第92号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程致します。事務局説明をお願いします。</p>   |
| 農地係長  | <p>はい、議長。議案第92号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町2筆4,792平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。賃貸借の新規です。借受人は規模拡大の為要請し借り受けるものです。牧草を作付する計画となっております。</p> <p>2番、●●町3筆6,247平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●郡 ●●町 ●●●●。賃貸借の新規です。借受人は規模拡大の為要請し借り受けるものです。借受人は、経営する■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■を栽培する計画です。</p> <p>3番、●●町1筆2,922平方メートルの内1,000平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。賃貸借の新規です。借受人は規模拡大の為要請し借り受けるものです。ビニールハウスにより、販売用野菜の栽培を拡大する計画となっております。</p> <p>4番、●●町9筆22,718平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、同●●町 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借でございます。この件につきましては、農地法第3条第1項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をお願い致します。</p> |
| 議 長   | <p>ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。また、農業者年金受給の為の同一世帯間の使用収益権設定については現地確認結果を省略いたします。●●町担当委員をお願いします。</p>  |
| 22番委員 | <p>22番新田でございます。この場所は県の方の河川改修の残でございます。河川改修の残りの部分を借りて、和牛飼料を拡大するというところでございます。それから、問題は周囲への影響ということですが、ここは猿ヶ石川の近くでございます、周囲への影響は無いということで確認を致しました。以上でございます。</p>  |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。次に●●町担当委員をお願いします。</p>   |
| 24番委員 | <p>はい、議長。</p>  |
| 議 長   | <p>はい、24番。</p>   |
| 24番委員 | <p>24番濱田でございます。現地確認の結果をご報告申し上げます。3月17日、事務局2名・担当委員4名で現地の確認をして参りました。案件2については、■■■■の裏、西側の水田でございます。それから案件3につきましては、■■■■より西側になりますが、道路を挟んで100メートルぐらいの位置にあるビニールハウスになります。当日、事務局より説明を受けた後、許可基準に照らし合わせ調査・確認を行ったところでございます。2案件とも内容等が適合するという事で確認をし、可として参りました。以上であります。</p>   |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |



|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 次に●●町担当委員お願いします。  |
| 13番委員 | はい、13番鬼原です。3月17日、事務局2名・地区担当委員4名で現地を確認しました。●●さんは、すでに●●の方に住んでおり廃業状態で近隣の●●さんに譲って農業を辞めるといふことで、ごく近くの農地ですし何ら問題はないと思います。よろしくお願ひ致します。   |
| 議 長   | 次に●●地区担当委員お願いします。   |
| 21番委員 | はい、21番佐藤です。18日、事務局2名と担当委員2名で現地を確認して参りました。周囲へ支障をきたす場所でもなく、何ら問題がないことを確認しました。以上です。   |
| 議 長   | 次に●●地区担当委員お願いします。   |
| 15番委員 | はい、15番佐々木です。18日、事務局2名と担当委員2名の計4名で現地を確認致しました。譲渡理由に書いてあります通り、高齢という事と土地が譲受人の近くにあるといふことで、周囲への影響もなく何ら問題ないことで適切と思われまふ。以上です。   |
| 議 長   | ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。  |
|       | (「なし」の声あり)  |
| 議 長   | 質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第93号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。   |
|       | (「なし」の声あり)  |
| 議 長   | ご異議なしと認めます。よつて議案第93号は原案の通り可と決しました。  |
| 議 長   | 【日程第5】<br>日程第5、議案第94号遠野市農地移動適正化あつせん事業実施要領に基づくあつせん委員の指名についてを上程致します。事務局の説明を求めます。  |
| 農地係長  | はい、議長。議案第94号遠野市農地移動適正化あつせん事業実施要領に基づくあつせん委員の指名についてでございます。農地の権利移動について下記のとおりあつせんの申出があつたので、遠野市農地移動適正化あつせん事業実施要領第10条の規定により、あつせん委員の指名について意見を求めるものでございます。案件は1件でございます。<br>1番、あつせん委員、●●●●委員・●●●●委員。申出人住所氏名ですが、東京都●●区 ●●●●。売渡等申出物件の表示は、●●町●●●●地割外7筆でございます。田6筆・畑2筆の合計8筆、面積につきましては合計4,362平方メートルでございます。以上、よろしくお願ひ致します。 |
| 議 長   | それでは質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。  |
|       | (「なし」の声あり)  |
| 議 長   | 質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第94号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。   |



|        |   |
|--------|---|
| 議 長    | <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第94号は原案の通り可と決しました。</p>   |
| 議 長    | <p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第95号農地利用集積計画の決定についてを上程致します。なお、再設定については説明を省略致します。事務局に説明致します。</p>   |
| 農業振興係長 | <p>はい、議長。議案第95号農地利用集積計画の決定についてをご説明致します。利用権設定各筆の明細ごとに説明をさせていただきます。</p> <p>1番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町1筆1,963平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>2番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町1筆3,618平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>3番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町6筆18,602平方メートル。10年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>4番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町11筆12,946平方メートル。10年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>5番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町18筆9,206平方メートル。5年11ヵ月の貸貸借権の設定です。</p> <p>6番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町8筆14,907平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>8番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町2筆6,153平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>9番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町1筆2,145平方メートル。5年9ヵ月の貸貸借権の設定です。</p> <p>12番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町1筆1,330平方メートル。10年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>13番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町2筆4,752平方メートル。10年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>14番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町6筆12,333平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>16番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町2筆3,445平方メートル。5年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>17番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町1筆4,567平方メートル。5年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>21番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町1筆950平方メートル。5年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>22番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町4筆7,204平方メートル。10年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>25番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町11筆7,208.51平方メートル。5年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>26番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町3筆5,556平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>27番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町9筆7,297平方メートル。3年間の貸貸借権の設定です。</p> <p>28番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町5筆5,247平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>31番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町5筆7,195平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>32番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。●●町5筆2,493.60平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>33番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町 ●●●●。</p> |

●●●●。●●町6筆5,844平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 34番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町2筆1,245平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 35番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町4筆7,135平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 36番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町1筆2,307平方メートル。10年間の使用貸借権の設定です。  
 37番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町2筆3,942平方メートル。10年間の賃貸借権の設定です。  
 38番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●県●  
 ●市 ●●●●。●●町2筆3,308平方メー トル。10年間の賃貸借権の設定です。  
 39番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●市  
 ●●●●。●●町3筆6,530平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 40番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町1筆13,025平方メートル。10年9ヵ月の賃貸借権の設定です。  
 41番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。1筆2,251平方メートル。10年9ヵ月の賃貸借権の設定です。  
 45番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町2筆4,003平方メートル。3年間の賃貸借権の設定です。  
 49番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町1筆1,838平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 50番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町1筆5,189平方メートル。10年間の賃貸借権の設定です。  
 51番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町1筆2,429平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 52番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町1筆7,657平方メートル。10年9ヵ月の賃貸借権の設定です。  
 53番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町2筆5,876平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 55番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町3筆17,401平方メートル。10年間の賃貸借権の設定です。  
 60番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町6筆3,327平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 63番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町13筆7,027平方メートル。10年間の賃貸借権の設定です。  
 65番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町2筆5,882平方メートル。6年間の賃貸借権の設定です。  
 72番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町3筆4,328平方メートル。6年間の賃貸借権の設定です。  
 73番、利用権の設定を受ける者、●●市 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町7筆4,992平方メートル。10年間の賃貸借権の設定です。  
 75番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町7筆6,605平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 76番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町7筆6,605平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 82番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●町  
 ●●●●。●●町2筆3,876平方メートル。5年間の使用貸借権の設定です。  
 86番、利用権の設定を受ける者、●●町 ●●●●。利用権を設定する者、●●県  
 ●●●●。●●町3筆6,881平方メートル。5年間の賃貸借権の設定です。  
 89番、譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。●●町15筆24,134平  
 方メートル。所有権移転です。  
 90番、譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。●●町1筆2,998平方  
 メートル。所有権移転です。

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>91番、譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。●●町1筆5,282平方メートル。所有権移転です。</p> <p>92番、譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。●●町3筆13,772平方メートル。所有権移転です。</p> <p>89～92番までは農地保有合理化事業に伴う農地の売買事業でございます。以上です。</p>   |
| 議 長    | <p>ありがとうございます。それでは暫時休憩致します。議案第95号の9番の案件につきましては、●番の●●委員は議事に参与出来ませんので、質疑の間退席をお願い致します。</p>  |
| 議 長    | <p>それでは会議を再開致します。これより質疑に入ります。9番について、質疑ありますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |
| 議 長    | <p>暫時休憩致します。</p>   |
| 議 長    | <p>会議を再開致します。88番の案件について質疑ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>  |
| 議 長    | <p>暫時休憩致します。</p>   |
| 議 長    | <p>それでは会議を再開致します。2件を除く90件について、質疑ございませんか。</p>   |
| 22番委員  | <p>はい、議長。</p>  |
| 議 長    | <p>はい、22番。</p>   |
| 22番委員  | <p>22番新田です。●●の部分だけ見てみましたが、設定する貸し借りの権利の中で、賃貸料が高い所で11,800円、安い所で1,800円。今言ったのは●●地区の部分ですが、金額がまちまちになっておりますが、どういう設定の仕方をしたのかをお聞きしたいです。</p>   |
| 議 長    | <p>事務局どうぞ。</p>   |
| 農業振興係長 | <p>はい、議長。設定する利用権の中で賃借料というものがございます。これは貸人・借人双方の合意に基づいて取り交わすものでございます。賃貸料の金額がそれぞれ違うという趣旨のご質問でしたが、当事者同士の合意の中でありますが、この金額につきまして米価が下落している中で賃貸料が高いのではないかとご指摘がありますが、あくまでこれは当事者同士の契約で、農地を荒らしたくないという所有者の好意が出てくると使用貸借、金額や物のやり取りが無いという契約が出てきますし、これは当事者同時のやり取りということでご理解を頂きたいと思っております。</p> |
| 議 長    | <p>事務局長から補足説明があります。</p>  |
| 事務局長   | <p>はい、議長。この賃借料の関係は多田副主幹の方から当事者同士のやり取りという説明がありましたけれども、原則はその通りでございますが、米価の下落でかなり厳しいという実情は聞いております。しかしながら、この貸借の使用料については事務局に届け出る際に両方で話し合い届けるということになっております。農業委員会事務局から出している地区ごとの賃貸料の平均値というのをお示ししておりますが、地区によって差があるのは確かにその通りでございます。賃貸料でお悩みになっている方にはその平均値を参考にしてもらおうようにしております。</p>     |

|        |   |
|--------|---|
| 22番委員  | 昨今いわゆる米の下落ということになったわけです。実は今日農協の方に寄ってきたんですが、農協では現在共保障の集計をしていると。とも補償が成り立たないという結果になるのではないかということで、農協や役所の方も心配をしている様です。先日の現地確認でも話題になったのは、やはり貸し借りの料だと。現在米の値段も安くなって、私たち借りる方とすれば米一俵3,000円ぐらいじゃないかという話になり、農業委員会の方でその辺を調整出来ないものかなと農業委員で意見を出しあったんですが、これからは農地が借り放題だと。というのは、とも補償が成立しないという事になったら大変だと思いますので、その辺を協議していただきたいと思います。以上です。 |
| 議長     | ただいまのは質問ではありませんね。よろしいですか。   |
| 22番委員  | はい。   |
| 議長     | その他質疑ありませんか。  |
| 30番委員  | はい、議長。  |
| 議長     | はい、30番。   |
| 30番委員  | 30番佐々木です。賃貸借料の金額の差が1万円から数千円までかなりあります。一方で、金銭や物のやり取りが発生しない使用貸借もあったわけですが、この判断は、例えばこの価格設定においては、湿田・区画が不整形・道路事情が悪い・道路が舗装されている・出入りが楽だ、出入りがひどい・水の乗りが良くない、良い。これらを参酌して値段を設定していると解釈をしてよろしいのですか？  |
| 事務局長   | はい、議長。  |
| 議長     | はい、どうぞ。   |
| 事務局長   | その農地の現況や、先ほど佐々木委員が仰いました道路状況でありますとか、そういった部分を考慮しながら、賃借料を設定しているということで間違いないと思います。   |
| 30番委員  | はい、わかりました。  |
| 1番委員   | はい、議長。  |
| 議長     | はい、1番。  |
| 1番委員   | 議案書23ページの73番、これは中間管理事業ではないことでよろしいんですね？  |
| 農業振興係長 | はい、議長。大変申し訳ございません、73番は中間管理事業との利用権設定です。権利の種類の記事漏れがございました。  |
| 議長     | それでは73番の権利の種類所に“中間管理事業”との利用権設定と記入をしていただきたいと思います。その他ありませんか。  |
| 1番委員   | はい、議長。もう1件、これで26年度3月末なわけですけども、中間管理事業の中で、どれくらい遠野市で行われているか集約していますか？   |
| 議長     | 農業委員会ということですか？  |
| 1番委員   | はい。相対的に26年度この事業を使った面積です。  |

|          |   |
|----------|---|
| 事務局 長    | はい、中間管理事業を使った面積でございますけれども、まずは出し手の方、この事業を使った経営転換協力金が該当になった件数は17件ほどございました。  |
| 1 番 委 員  | ここですぐ報告出来なくてもいいんですが、その点をお知らせいただければいいなと思います。貸手はたくさんいるけど受手が少ないという状況でもあるという話を聞いたので、その辺も併せて後日で結構ですでお知らせいただきたいと思います。   |
| 議 長      | では、この件は後日ということでもいいですか？  |
| 事務局 長    | はい、議長。  |
| 議 長      | はい。   |
| 事務局 長    | 約でございますけれども、出し手の方が17件、約191ヘクタールほどでございます。そして受け手の方は約600ヘクタール、50～60名ほどの登録がございました。ですから、受け手の割合から言うと出し手のほうがまだまだということでございますけれども、様々な事情がございまして、中間管理事業だけではなく、例えば5～6年の期間の基盤法等ございますので、農地中間管理事業から見ればその割合ですが、出し手の方に事業の周知等を検討している最中でございます。 |
| 1 番 委 員  | わかりました。   |
| 議 長      | その他ございませんか。   |
| 30 番 委 員 | はい、議長。  |
| 議 長      | はい、30番。   |
| 30 番 委 員 | 確認させてください。農地中間管理事業関連の貸し借りですけれども、中間管理事業を利用して貸し借りの設定をした場合に、今後公社から農家に連絡が行くと思うんですが、この案件はすでに借り手が見つかるという形になっているのか、それともこの事業2～3年で借り手が見つからなかった場合は農地を返すという事だったと記憶しているんですが、今回の件は借り手が見つかるということで理解をしてよろしいんですか？                           |
| 事務局 長    | はい、議長。  |
| 議 長      | はい、事務局長。  |
| 事務局 長    | 農地中間管理事業は原則的に公募制ということになっておりますが、今全国的な流れで出し手が見つかった場合は受け手もということで公社の方に手続きをとる流れでやっておりますので、今回の案件については受け手は確保されているということになります。   |
| 30 番 委 員 | わかりました。   |
| 議 長      | その他ございませんか。   |
|          | (「なし」の声あり)  |
| 議 長      | それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。暫時休憩致します。  |
| 議 長      | それでは会議を再開致します。お諮り致します、議案第95号は原案の通り「可」とすることに異議ございませんか。   |

|     |      |   |
|-----|------|---|
|     |      | (「なし」の声あり)  |
| 議   | 長    | ご異議なしと認めます。よって議案第95号は原案の通り可と決しました。暫時休憩致します。   |
| 議   | 長    | それでは再開いたします。  |
| 議   | 長    | 【日程第7】<br>日程第7、議案第96号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明を致させます。   |
| 農地係 | 長    | はい、議長。議案第96号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めるものでございます。<br>1番、土地の所在、●●町1,779平方メートル。申請人、●●市 ●●●●。転用目的は太陽光発電設備の設置です。申請人は、相続により取得した農地に太陽光発電設備を設置しようとするものです。設備につきましては、基礎にコンクリートを埋め専用フレームによりパネルを設置致します。出力につきましては、49.5kWhの計画でございます。設置される高さにつきましては、パネル高で地上高1cmの予定でございます。周囲に農地がないため、日照等につきましては阻害は考えられません。地盤に対する造成工事の計画については、直接工事が計画に無いため雨水排水につきましては現状の通り自然放流という形になります。被害防除につきましては、施設周囲にフェンスを施行し風被害の生じた場合に被害を最小限に止めようとするものでございます。申請地につきましては、都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は許可し得ることから、転用に問題はないものと考えます。<br>2番、土地の所在、●●町941平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請人は、居宅に接している農地を有効利用することを目的に太陽光発電設備を設置しようとするものです。1番と同様ですが、コンクリートの基礎に専用フレームによりパネルを設置致します。出力につきましては、22kWhの計画でございます。設置される地上高につきましては、2メートル程度の計画で周囲の農地は自己所有の畑1筆のみとなっております。他の農業者への日照等の問題は考えられないものと認識をしております。地盤に対する造成工事の直接工事が無いためこちらについても雨水排水は自然放流という形になります。被害防除の対策につきましては、施設周囲に杭とロープの簡易柵を設置する予定でございます。申請地は宅地に囲まれた農地であり、農地区分は第2種農地と判断致しました。第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから転用に問題はないものと考えます。なお、1・2番ともに他法令等の関係条項につきましては調整済みでございます。以上、ご審議をよろしくお願い致します。 |
| 議   | 長    | ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認の結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。   |
|     | 1番委員 | はい、1番菅原です。3月17日に事務局2名・農業委員3名で現地を確認しております。実は1月にも申請がありまして、前の委員2名と現地を確認致しましたけれども、1月には書類が全部揃わないという事で保留された案件が、今回全部書類が揃ったということで再度新農業委員の皆さんと現地を確認しております。ここは■■■■■■をまっすぐ行きますと■■■があり、■■■に突き当たって右に曲がりますと■■■■■■■■■がおります。その隣でございまして、何ら問題がないことを確認してございます。よろしくご審議お願い致します。  |
| 議   | 長    | 次に●●町担当委員お願いします。  |

|       |  |
|-------|--|
| 21番委員 | はい、21番佐藤です。事務局2名・農業委員2名で現場を視察致しました。場所は■■■■■■■■■■の傍でありまして、水その他周囲への影響を及ぼすようなことは無く適当と思われました。皆様ご審議よろしく申し上げます。  |
| 議長    | ご説明ありがとうございました。ただいまの議案に対する質問ありませんでしょうか。  |
| 25番委員 | はい。  |
| 議長    | 25番。   |
| 25番委員 | 25番綱木です。差支えなければ、太陽光発電設備のメーカーを教えてくださいたいです。  |
| 議長    | 事務局長。  |
| 事務局長  | はい、メーカー名までは控えさせていただきます。  |
| 25番委員 | 分かりました。  |
| 議長    | 他にありませんか。  |
| 22番委員 | いいですか。太陽光発電というのは、電気を起こして東北電力に売るといことですよね？   |
| 農地係長  | はい。今回の案件2件につきましてはどちらも売電ですので、東北電力に電力を販売するということとございます。   |
| 議長    | はい、22番。  |
| 22番委員 | 全国農業新聞に、鹿児島県のある農家が銀行などから借りて太陽光発電に1億2千万円ほどの設備投資をしたものの、九州電力から電気は買わないと断られ大変困っているという話が載っておりました。東北の方ではそういった事は無いと思いますけれども、農業委員会事務局としても完全に東北電力に電気を買ってもらおうという事を確認して、この要件は進めてもらいたいと思います。  |
| 議長    | 回答は求めますか？  |
| 22番委員 | 意見等があれば聞いておきたいと思います。   |
| 7番委員  | はい。  |
| 議長    | 7番。  |
| 7番委員  | 7番佐々木です。そういった事があったのを踏まえて、売電契約が成立したのから転用許可にという話になったかと思ったんですが、事務局どうでしたか？   |
| 農地係長  | はい、議長。ただいまのご質問にお答えを致します。太陽光発電については近年、特に盛り上がっているという言い方はそぐわないかもしれませんが、盛り上がってきている話とございます。4条・5条の現在の転用手続きについて若干ご説明をさせていただきます。必ず売るといことが無い限り、先ほど新田委員が仰った設備投資だけになってしまったという例があります。現状の取扱の中では、経済産業省の計画認可が下りまして、その後東北電力との接続契約まで終わったものでない限りは、農地転用 |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>の受付自体してはいけないという事務通達が出ておりますので、本件についても接続をして売電が出来るという物について審査をした上、現地調査をしていただきまして、上程をさせて頂いているという事でございますのでよろしくお願い致します。</p>   |
| 議長    | <p>以上の解答でよろしいですか？</p>   |
| 22番委員 | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>その他ございませんか。</p>  |
| 12番委員 | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>12番。</p>   |
| 12番委員 | <p>12番佐々木と申します。参考までに一つ確認をしておきます。10年20年という転用期間があるはずなんですが、農地の場合はどうでしょうか。教えていただけますか？</p>   |
| 農地係長  | <p>はい、議長。お答えいたします。転用につきましては、現在は一時転用と恒久転用、いわゆる転用と呼んでいるものにつきましては、恒久転用でございます、向こう何年という部分は現在はありません。仮に、3年を超えるものについては今の農地法上の扱いは永久転用という捉え方になっております。今ご心配の20年というようなお話については、店舗などが進出をしてきて農地転用を掛けて土地の賃貸借が20年という民法上の賃貸契約があるかと思いますが、農地法上では一時転用か恒久転用かという扱いになっておりますのでよろしくお願い致します。</p>  |
| 議長    | <p>佐々木委員、よろしいですか。</p>   |
| 12番委員 | <p>はい、今の件は了解しました。それから今朝の岩手日報に、遊休農地の利用について太陽光発電設置の進捗状況がすごく遅れている、これから進める必要があると載っております。現に釜石のウィンドファームが日本最大級の風力発電設備を作るということで進めております。その関係で、経済産業省の管轄で電力コストが見直され安くなりました。それも合う・合わないという話が出てくるんだろうなと感じております。やはり農地を転用している場合には、メーカーが設備投資をした場合に、農家の方はコストに関して旧式の知識しか持っていないのではないかと思うんです。その辺は事務局が農家の方が幾何でも安定出来るような指導をしてほしいなというこれはご要望でございます。以上でございます。</p> |
| 議長    | <p>ご要望として確認しておきます。その他ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |
| 議長    | <p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第96号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>  |
| 議長    | <p>ご異議なしと認めます。よって議案第96号は原案の通り可と決します。</p> <p>～休憩～</p>  |
| 議長    | <p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第97号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明致させます。</p>   |



|       |   |
|-------|---|
| 農地係長  | <p>はい、議長。議案第97号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見を求めるものでございます。案件は1件です。</p> <p>1番、●●町328平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。一般住宅兼学習塾としての賃貸借です。借受人は一般住宅兼学習塾を建築しようとするものでございます。用水は上水道、雑排水につきましては公共下水道に接続、雨水は浸透枡で集水処理し道路側溝へ放流する計画です。申請地は都市計画区域内の用途区域内の農地であるため第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は許可し得ることから転用に問題はないものと考えます。以上ご審議よろしくお願ひ致します。</p>   |
| 議長    | <p>ただいまの説明に関連して、●●町担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。</p>  |
| 24番委員 | <p>はい、議長。</p>   |
| 議長    | <p>24番。</p>   |
| 24番委員 | <p>24番濱田です。3月17日、事務局職員2名・地区担当委員4名で現地の確認を致しました。場所につきましては、■■■■■■■■の東側50メートルくらいの畑でございます。事務局の説明と合わせながら調査をしたところでございます。周辺はすでに一般住宅地になっています。周辺の農地に影響は見当たらなかったということで、現地では可と確認致しました。以上でございます。</p>   |
| 議長    | <p>ありがとうございました。現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |
| 議長    | <p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第97号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>  |
| 議長    | <p>ご異議なしと認めます。よって議案第97号は原案の通り可と決しました。</p>   |
| 議長    | <p>【日程第9】<br/>日程第9、議案第98号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程致します。事務局説明願います。</p>   |
| 農地係長  | <p>はい、議長。議案第98号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定について求めるものでございます。</p> <p>1番、申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆5.51平方メートルでございます。申請地の利用状況は、昭和●●年に隣接する宅地に●●●●氏が宅地を建築した際、建物の一部が所有者の所有する畑にはみ出しており現在に至っております。国土調査未実施地域であり、農地にまで建築している認識がなかったものでございます。手続きを怠っていた理由につきましては、農地法の手続きを知らなかったということでございます。なお、この農地法の適用外証明を受けた後につきましては、宅地5.51平米について申請人から土地の所有者である●●●●氏に所有権移転が行われるという情報を得ております。</p> <p>2番、申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆498平方メートルでございます。利用状況は、昭和●●年に転用許可を受け住宅を建築して現在に至っております。5条の転用許</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>可を受けておりましたが、地目変更登記を行わず現在に至っているという状態でございます。本来、5条許可の許可済み証の発行を県に申請し手続きを取るものでございますけれども、申請人の戸籍の異動等により申請時点と現在の本籍住所を証明する公的書類とを繋ぐことが困難になったという部分がございます、今般適用外証明願で地目変更登記を行うため証明願があったものでございます。以上、2件ご審議よろしくお願いたします。</p>   |
| 議 長   | <p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地確認調査の結果補足の説明をお願いします。●●町担当委員をお願いします。</p>   |
| 24番委員 | <p>はい、議長。24番濱田でございます。先ほどの議案第97号の案件の隣接地でございます。申請人は、同居人でございます。ただいま事務局から説明があった通りでございます。宅地であることを確認して来ました。以上でございます。</p>  |
| 議 長   | <p>次に●●町担当委員をお願いします。</p>  |
| 13番委員 | <p>はい、議長。13番鬼原です。17日現地確認をして参りました。●年に転用許可を貰っていたものの、生活諸般の事情と手続きが成されていなかったと。現に宅地は建っていましたし、何ら問題はないと確認しております。ご審議よろしくお願いたします。</p>   |
| 議 長   | <p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了いたします。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>   |
| 14番委員 | <p>はい。</p>  |
| 議 長   | <p>14番。</p>   |
| 14番委員 | <p>特に2番の案件なんです、昭和●年に農地転用許可を受けたにも関わらず今回こういう形で出てきたわけなんですけれども、この最初の申請月日はいつですか？</p>   |
| 農地係長  | <p>最初というのは昭和の方でしょうか？…申し訳ありません、日にちまでは控えておりませんでした。昭和●年の●月に出ているものという事でございます。</p>   |
| 14番委員 | <p>それで今回の申請が出された月日はいつですか？</p>   |
| 農地係長  | <p>はい、議長。今回の適用外証明願につきましては、平成27年2月12日に受付けております。</p>  |
| 議 長   | <p>何故その間手続きをしなかったか説明をお願いします。</p>  |
| 農地係長  | <p>はい。すみません、先程の説明に不足がありましたので、時間の流れの中で何故現在出てきたかということにつきまして補足をさせていただきたいと思っております。</p> <p>確かに転用許可を頂いて、住宅の方も建築をされて法務局の方にも建物の表示登記、所有権移転まで済んでいたわけですが、地目の方の変更をしないうでしまったという部分があったようでございました。その時の書類につきましては、当然農地法の5条申請の許可証が出ていて、所有権を得たという形だったんですが、現在年齢を経てきてご自身の財産の整理をされようという考え方がございました。そういった所で整理をしていた段に、畑の上に建物が建っているということが分かったということで1月から相談を頂きまして、どういった順で行くかということ、県南振興局等に問い合わせをしましてどの手法で行くことが一番本人の負担等が少なく済むかという事を協議し、結果と致しまして2月12日に適用外証明願を受けるという手続きに至ったものでございます。</p> |
| 14番委員 | <p>それでは再度確認です。多分これは平成26年度の農地法の適用外証明だと思んです</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | が、26年度実績は何件ありますか？   |
| 農地係長  | はい。累計でございます。議案書の5ページをご覧いただきたいと思います。…大変失礼を致しました。議案総括表に本案件の上程を漏らしてしまいました。そうすると、今月分が1件増えるという形になりまして…   |
| 14番委員 | それに関してです。4ページでは適用外の面積が5.51平方メートルになっているんですけども、2筆で498平方メートルと5.51平方メートルなんですよ？この合算した数字が総括表に来ると思うんですが、こういう手違いは今後無いようにしていただきたいと思います。  |
| 農地係長  | はい、大変失礼致しました。転記漏れについてのチェックが不十分でございました。今後このようなことが無いように取扱をさせていただきます。よろしく申し上げます。   |
| 議長    | その他ありませんか。  |
| 30番委員 | はい、議長。  |
| 議長    | 30番。  |
| 30番委員 | 30番佐々木です。素朴な疑問が出てきたので質問させてください。1番の案件ですが、●●●●さんが宅地を建築した際に国土調査は終わっていなかったという事なんですけど、境を押ししていたということなんですか？  |
| 農地係長  | はい、議長。お答え致します。結果と致しましては境を押ししたという形になります。   |
| 30番委員 | そうしますと、今回どなたかがまた新たに建物等を建てるか何かでこの事が発覚したのかなと思うんですが、手続きを怠っていた理由についての記載ですが、そもそも国土調査が終わっていなかったわけですから、境は分からなかったわけですね？だから、農地法の手続きを知らなかったも何も、それ自体自分の土地であったという認識で行ったと思いますから、記載の仕方が変だなと思ったんですが。 |
| 事務局長  | はい、議長。今回の理由については仰る通りだと思います。記載漏れや記載内容等、現状に合うような記述の仕方を工夫しながら記載していきたいと思います。  |
| 議長    | その他ありませんか。<br><br>(「なし」の声あり)  |
| 議長    | 質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第98号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議長    | 異議なしと認めます。よって議案第98号は原案の通り可と決しました。   |
| 議長    | <b>【日程第10】</b><br>次に日程第10、議案第99号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを上程致します。事務局に説明を致させます。   |
| 事務局長  | はい、議長。議案第99号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     |   | <p>申請人、●●町 ●●●●。承認を受けようとする土地の表示、●●町3筆722平方メートルでございます。平成23年に車庫・物置を建築するため、許可を受けておりましたが、労務費や燃料費の上昇により事業計画期間内に完了することが出来なかったため、期間の延長を掛け平成27年10月までに完了させようとするものでございます。許可時点での変更点は無かったため、期間の延長という形になります。また、変更前の期間につきまして、平成23年11月～12月までということで申請を受けて許可になっていたものでございますが、完了届等ございませんでしたので3ヵ月後の完了状況報告・それから各1年後になりますが、事業の進捗状況報告を受けながら調整をしていった結果、27年の12月までには完成させるという事で計画変更が出てきたものでございます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>   |
| 議   | 長 | <p>ありがとうございます。ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>  |
| 議   | 長 | <p>それでは質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第99号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>   |
| 議   | 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって議案第99号は原案の通り可と決しました。</p>  |
| 議   | 長 | <p><b>【日程第11】</b><br/> 日程第11、議案第100号農地等の権利取得に必要な別段面積の設定についてを議題と致します。事務局に説明を致させます。事務局、説明をお願いします。</p>  |
| 農地係 | 長 | <p>はい、議長。議案第100号農地等の権利取得に必要な別段面積の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、農地等の権利取得に際して別段の面積及び設定する区域を下記の通りとするものでございます。面積につきましては10アール、設定区域につきましては遠野市全域というものでございます。農地の下限面積につきましては、農林水産省の通知により農業委員会総会で毎年別段面積の設定または修正を求められております。農地法第3条許可要件の一つに、許可後に経営する農地面積が50アール以上でなければ許可されないとされておりますが、地域の実情に応じて農業委員会が別段面積を定め統治した場合はその面積で許可が出来るとなっております。本市は農家の高齢化や後継者不足などにより、荒廃農地の増加が深刻化されてございます。このため、農地パトロールなどを行い実情把握に努めておりますけれども、荒廃農地の多くは高齢者や所有者が市外在住のために管理不良から遊休化等が見受けられる部分が多くございます。農地法施行規則17条第2項及び農地法関連事務に係る処理基準につきましては、農業の経営体が不足し農地の遊休化が深刻で下限面積要件の弾力的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断され、小規模面積での農地利用者が増加しても営農等に支障を及ぼさないと判断される場合に50アール未満の別段面積の設定が適用できるということがございます。以上の事を鑑みまして、小規模面積の就農を促進し農地の保全及び有効活用を図るため、Iターン・Jターン・Uターンや市内の非農家の小規模な就農を容易にするため、別段面積に変更を行わないで10アールとしたいという事でございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議   | 長 | <p>それでは、ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>  |
| 議   | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結致します。お諮り致します、議案第100号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | (「なし」の声あり)   |
| 議長    | ご異議なしと認めます。よって議案第100号は原案の通り可と決しました。  |
| 25番委員 | はい、議長。   |
| 議長    | 休憩致します。  |
| 議長    | 会議を再開致します。   |
| 議長    | <p>【日程第12】</p> <p>日程第12、議案第101号平成27年度遠野市農業委員会事業計画等についてを議題と致します。事務局長をして説明致します。</p>  |
| 事務局長  | <p>はい、議長。それでは計画書の説明の前に、若干資料に訂正がございますのでご訂正をお願い致します。まず、平成27年度遠野市農業委員会事業計画案の中の農地台帳の整備の取り組みの欄でございますが、農地“基本”を農地“台帳”に訂正をしていただくようにお願いします。もう一点ございます。5ページが一番上(6)も同じように農地“基本”を農地“台帳”に訂正となります。再三の訂正、大変申し訳ありません。今後このような事がないように気を付けます。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第101号平成27年度遠野市農業委員会事業計画等(案)についてご説明をしたいと思います。1ページ目でございます。1ページ目に方針を掲げてございます。上段は東日本大震災から4年が経過し、被災地においては農地の復旧等が進みつつありますけれども担い手の確保・育成、農地の利用調整などに問題を抱えているという現状を謳っております。また、国における状況でございます。昨年大きな農政改革ということでスタートさせた所でございます。その改革の一つである農地中間管理事業、これが昨年4月からスタートしておりますこの制度につきましては、担い手の農地集積・集約を加速させるということでまさに農業委員会が果たす役割はますます重要になってきているということでございます。しかし、平成26年産米の大幅な下落については農家に大きなショックと不安を与えたものでありまして、このような状況下から国では認定農業者・集落営農組織等担い手に対して力強い農業構造を確立する施策を打ち出しております。そのために、もし農業の現状と課題も同様でございます。遊休農地対策の強化・担い手の農地利用集積を進めるためにも、農業委員会として農地台帳・地図向上の整備を行い、市と連携しながら農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、また地域農業マスタープランの更なる推進をするなど担い手の育成に努めていきたいと思う所です。国においては、農業委員会制度・組織改革等に係る関連法を改正することとしております。その具体的な運用について、全国農業委員会系統組織が引き続き一丸となって国に働きかけていくものです。農業委員会業務については、これまでも増して農家との連携と信頼を大切にしながら農家の地位向上と農業生産力の発展、また経営の合理化に関わる諸事項に取り組んでまいります。そのために、具体的には農地パトロールの出発式・菜の花栽培面積拡大・遊休農地解消のための耕作による農地の有効活用及び景観形成の取り組み・荒廃農地所有者への利用意向調査発出等・耕作放棄地解消対策の推進・非農地通知書の発出による地目変更・農地と農地外にするものを徹底して管理してまいります。更には、全国農業新聞の規模拡大・農業者年金の加入推進・家族経営協定の締結を更に推進していく、農業委員会活動の見える化を図ってまいります。またTPP交渉についても引き続き農業委員会系統組織が一丸となりながら、交渉活動を行ってまいります。続きまして主要課題でございます。まず一つが地域農業マスタープランの充実に向けた取り組みでございます。プランに定める地域の中心となる経営体の農地集積、耕畜連携による循環型農業の六次産業化を促進しながら、経営基盤の強化を図るなどプランの目標の実現に向けて市と連携して取り組んでまいります。農地中間管理事業の取り組みでございます。昨年4月、農地中間管理事業がスタートしたわけでございますけれども、これを更に有効的且つ効果的に活用する為に、昨年度におきまして市長部局と農業委員会事務局員との兼任発令、そして農地中間管理事業の相談受付窓口</p> |
| 事務局長  |  |

を農業委員会事務局の中に置くなど市との連携基盤を確立したわけでございますけれども、それをフルに発揮しながら農地の出し手の意向確認及び受け手への働きかけ、農業委員が地区の相談役を務めるとともに事業の更なる周知を行うなど事業推進に努めてまいります。遊休農地解消対策の取り組みでございます。耕作放棄地ゼロの実現に向けまして、随時の農地パトロール・農地の利用状況調査・耕作放棄地の全体調査を行ってまいります。農地台帳の整備の取り組みでございます。農業委員会が作成する農地台帳及び地図が法律に続けられ、この4月から本格的に公表されることになりました。このシステムを有効な手段と致しまして、担い手の農地集積や遊休農地対策等を進めてまいります。担い手育成に係る取り組みでございます。米価の大幅な下落に伴いまして、担い手に対しまして力強い農業構造を確立する政策を打ち出しております。これに対応する為に、我が農業委員会としても市等関連機関団体と連携しながら担い手、認定農業者・集落営農組織等と対話を行いながら担い手育成について推進して参ります。農業委員会組織制度改革に関する取り組みでございます。方針の部分でもお話致しましたが、農地等利用の最適の推進業務を効率的に且つ効果的に実施する上での運用について農業委員会系統組織の意見が反映されるように、要請活動を行ってまいります。農業委員会活動強化の取り組みでございますが、中間管理事業が出てきたこともよりますが年々農業委員会の業務が増大しております。これに対応する為に、次のア～キまで掲げる7項目でございます。これらの日頃の研鑽を重ねながら業務の品質向上を図って参りたいと思っております。続きまして、諸所事務執行計画でございます。会議の開催でございます。総会でございますが、毎月25日前後に開催することと致します。運営委員会でございます。総会提出議案の精査、重要事項の協議等の為に総会前、または案件が出た時に随時開催していきたいと思っております。全員協議会でございます。これについては、総会議案の調整及び重要案件の協議が必要になった場合に開催を致します。農地専門委員会でございます。他の行政庁への建議・要綱案の作成及び各種農政施策を転化・農業現場に浸透するための活動を行ってまいります。農地専門委員会でございます。農地法その他関係法に基づく事務に関する権限に属した事項及び農業振興地域の変更に関し市長より協議のあった案件の事前検討等の対策などを進め、遊休農地解消のための耕作による農地の有効活用及び景観改善の取り組み・菜の花栽培の面積拡大・荒廃農地解消対策を進めてまいります。関係行政機関団体及び団体等についてでございます。これについては、各種関係機関・団体に参画してまいりたいと思っております。研修会でございます。総会開催後に各種研修会を出来るだけより多く開催をして農業委員会の品質向上を図ってまいりたいと思っております。実態調査等でございます。農地の利用状況調査・耕作放棄地全体調査・農地パトロールを具体的に実施致しまして、荒廃農地の所有者に利用意向調査を発送、そして農地の復元が不可能な場合は所有者に非農地通知を発送されます。広報活動でございます。農業委員会だよりを年2回発行致します。また、全国農業新聞については積極的な寄稿を進めて参ります。主な事務事業でございます。(1) 農地調整事務 (2) 農地等利用関係紛争業務 (3) 農地中間管理事業につきましては、特にも地域の話し合いにも農業委員が参画致しまして、その地域の農業振興を十分出せるような仕組み作りを築きあげたいと思っております。(4) 農地流動化推進事業 (5) 農業体質改善推進事業でございます。これについては、農林水産大会の支援・家族経営協定の締結推進・女性農業委員業務検討会の開催を行っていきます。続きまして、農地台帳整備事務そして農業委員会委員選挙人名簿の準備及び審査、農業者年金業務、これも新規加入者普及を目指しながら取り組んでまいります。農業委員の相談活動、賃借料情報の提供、その他の事業として農業労賃標準額の設定をして参ります。運営業務の推進方策です。委員研修でございます。専門研修でございますが、農地法等土地利用法関係及び土地の流用等について・農業者年金基金法等または各法への流用等について研修会・そして関係機関団体主催研修会岩手県等への参加・講師諸名による研修会・家族経営協定推進アドバイザー研修・女性農業委員ブロック研修という形で研修をして参りたいと思っております。なお、今年度につきましては新体制にもなりましたので農業委員の一泊二日の視察研修も予定してございます。全国農業新聞の普及拡大、農業委員1人一部の拡大を推進して参ります。農業委員活動記録カード、農業委員活動の増加・活動内容の充実ということで毎月の提出をお願いしたいと思います。次ページからは遠野市農業委員会憲章の抜粋・遠野市農業委員会の構成・遠野市農業委員名簿を載せてございます。以上、ご提案するものでございま

|       |   |
|-------|---|
|       | す。ご審議の方よろしくお願ひいたします。  |
| 議 長   | 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ありませんか。   |
| 18番委員 | はい。   |
| 議 長   | 18番。  |
| 18番委員 | 18番阿部です。マスタープランについてですけれども、今年度はどういう方向で進めていくのか、詳しく聞きたいのですが。   |
| 事務局長  | はい、議長。  |
| 議 長   | はい、事務局どうぞ。  |
| 事務局長  | マスタープランにつきましては、市の業務でございます。市が開催するマスタープランの検討会等にも農業委員さんが積極的に参画ということで、毎年お願いしておりますが農地中間管理事業が出てきたことによりまして、新たな中心経営体に追加される担い手の方々、そして農地の出し手がある場合はそのマスタープランに追加しなければなりません。その業務が農地中間管理事業の進捗具合によりましてマスタープランに変更が生じた場合は、その地区に入りまして地区検討会を開催し見直しをして参りたいと思ひますし、また懸案になっておりましたJAの方で集落営農部門というのを作っておりますけれども、それを何らかの形でマスタープランに影響させるということでJAさんと検討しております。それらの形でマスタープランの見直しについて地区検討会を開催していくという部分でございます。 |
| 18番委員 | 分かりました。それから、5ページの(10)転作料の情報提供、これは要するに米価が下落して10アール当たりの販売金額それと経費の部分を考えていくと、大体水稻だと30ヘクタール前後で成り立つ部分なんです。そうすると、仮に5町歩・10町歩・15町歩とやっても採算が合わないベースなんです。それで、個々の経営体でも何かで補ってさっき小作料の金額の差が出たように、ある程度補える人は高く設定するし、厳しいなと言えれば下げて契約をするとそういう感じになるはずなんです。だから、農業委員会事務局の方もある程度生産コストの部分を考えて“これぐらいの規模ならこのぐらいの賃借料が妥当ではないですか？”という提示があってもいいんじゃないかなと思ひうんですが、どうでしょうか？                                       |
| 事務局長  | はい、議長。意見を参考にさせてもらひまして検討させていただきたいと思ひます。  |
| 議 長   | その他ありませんか。  |
| 30番委員 | 議長。   |
| 議 長   | 30番。  |
| 30番委員 | 30番佐々木ですが、運営委員会の時も触れさせていただいたんですが、改選の年には農業委員の懇親を深めることと、農業委員会は合意体ですからみんなで話し合ひて決めることという組織です。そのために懇親を深めることと専心時の辞令、これは現場と農業委員会の視察研修をして遠野の農業委員会の業務に生かすという事から財政局と協議の上、改選期には県外研修を期待しておりましたがこの資料の中から見つけられなかったのでお聞きします。予算は組まれているということですのでよろしいですか？   |
| 事務局長  | はい、議長。  |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 事務局長。   |
| 事務局長  | その通りでございます。この経費につきましては予算を確保しておりますし、予算書にも反映されているので申し訳ありませんが口頭での説明ということでございます。研修については実施させていただきたいと考えております。   |
| 30番委員 | はい、了解しました。  |
| 議 長   | その他ございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議 長   | それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第101号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。<br><br>(「なし」の声あり)   |
| 議 長   | ご異議なしと認めます。よって議案第101号は原案の通り可と決しました。その他委員の皆さんから、意見・提案等はございませんでしょうか。無ければ、事務局から何かありませんか。   |
| 事務局長  | はい。それでは事務局からでございます。3月2日の総会で千葉委員の方からご質問ありましたホームページへの議事録の掲載でございます。同様の質問を3月定例会市議会予算等の審査委員会の場合でも議員の方から出されました。予算委員会・総会の場合では、認識不足の所もありまして掲載すると答弁をしたんですけども、24年3月以降議事録をホームページに掲載していないのは個人情報との関係で掲載を差し控えていたという事情がございました。というのは、今回の議案書を見ても分かると思いますが質疑として載せると個人名や住所等が出てきます。ただ、ある市町村では議事録用に名前や住所を黒く塗りつぶしたり伏せて記載しているということですが、塗りつぶしても判読されてしまう事もあり、そこから業者が引き出して不正使用される恐れがあるため、24年3月から総会制にしたわけですけども、それ以前は総会については基本的に条例改正等の審議で、農地法関連につきましては農地部会で行っていたわけなんですけれども、農地部会の議事録は差し控えていたという事でございました。議事録は事務局内に備え付けており来ていただければ閲覧は出来ますが、何故ホームページに載せないのかという市民の皆様からの声に対しては、こういった事情で総会の議事録を公開するのは差し控えるという旨の分かりやすい文言を載せまして詳しいものにつきましては、事務局内で閲覧が出来るということでホームページの方は補完させていただき、誤解の無いような形で掲載したいと考えているところでございますので、3月2日の答弁とさせていただきます。 |
| 14番委員 | 私が思っているのは、市民の皆様が農業委員会に行けば閲覧が出来るかと載っていますが、閲覧が出来る物を何故ホームページに載せられないのかというのが疑問だというのがまず一つ。それに答えて頂きたい。   |
| 事務局長  | 先ほども言いました様に、個人情報保護の観点から総会制になった以降の議事録は載せることが難しいのですが、差し障りの無い範囲で議事録を作成し掲載するのも一つの手段かと思いますが、事務局内での閲覧という事でホームページでも案内をしておりますので細かい部分を知りたいということであれば事務局へ来ていただくということと、農地法以外の人事案件等もございまして差し障りの無い部分というのが、かなり少なくなってしまうので議事録についてはそういった形を取るという事としておりました。  |
| 議 長   | 閲覧するには町名と氏名を届け出さなければいけない、パソコンから閲覧するには届出も何も必要ないと思うんです。農業委員会としては、皆さんの農地を守ることも必要   |



|        |  |
|--------|--|
|        | <p>ですし、農地の単価等も外部に漏れてしまうのは防がなければいけないということで運営委員会でも公表すべきではないという意見が出ました。万が一裁判沙汰になった時に、誰が責任を取るのかという部分も出てきますので、詳細についてはネット上に掲載すべきではない、知りたい方は事務局へ来て然るべき手続きをして閲覧するという結論に達しました。以上です。その他ありませんか。</p>   |
| 14番委員  | <p>個人情報云々という事になると確かに問題であると思うのですが、例えば今回の議事に関しては日程1～12までありますよね？要はこれらは可決事項ですから、表題に対して可決になったという表示だけでもいいんじゃないですか？</p>   |
| 事務局長   | <p>確かに個人情報保護という部分で公開は差し控えたいと思いますが、ただいまの議題だけでもというご意見を踏まえながら検討させていただきたいと思います。</p>  |
| 議長     | <p>私も内容は無理でも可決されたかどうかという部分だけ載せるのはどうかと言ったんですが、それは議事録ではないんじゃないかという意見が出ました。省略している部分があり過ぎるという事で。</p>   |
| 14番委員  | <p>議事録と言う考えではなくて、会議録という形でもいいんです。要はこういう会議を行いました、それに対して可決になりました、この総会でどんな事が話し合われたのか、どういう内容で可決になったのか、そういう形でもいいと思うんです。全部を載せるというわけではないんです。今まで平成24年度まで載せていて、個人情報云々という事で掲載をしないのであればその段階で理由を詳しくするべきだったのではないですか？その辺の説明が何も無しにいきなり掲載をしなくなった、それを私は訴えたいです。</p>   |
| 議長     | <p>分かりました。事務局長。</p>  |
| 事務局長   | <p>はい、議長。個人情報保護という事を念頭に考えていたので、会議録でもいいから載せた方がという意見を参考にしながら検討させていただければと思います。</p>  |
| 14番委員  | <p>あの、すみません。参考する・検討するというのは、やる・やらないどちらなんですか。</p>  |
| 議長     | <p>これについては、会長一人の意見では決められないので運営委員会を開き、局長・次長と相談して方向性を前向きに検討するという事でいかがですか？</p>  |
| 14番委員  | <p>市民の方々からもそういう話が来て今私がお話したんですけれども、農業委員会と接する場所は事務局はもちろんなんですが、せっかく市のホームページがあるわけですからそれを随時更新していくのが農業委員会の役割だと思います。</p>  |
| 議長     | <p>貴重なご意見ありがとうございました。その他ございませんか。</p>   |
| 農業振興係長 | <p>はい、議長。それでは私の方から配布してある資料についてご説明したいと思います。全国農業新聞・農業者年金・家族経営協定の取扱ということで、26年度におきましては締めたいと思いますが、全国農業新聞が13件・家族経営協定は10件・農業者年金は3件という取扱いになりました。これを実績報告に代えさせて頂きたいと思います。なお、27年度につきましては新しい委員さん方が取り組んでいる部分がございますので、3月に来た分は27年度の実績として数字を入れさせて頂いております。そして、封筒の中に農業委員の手帳を入れております。中には身分証が入っています。継続されている農業委員さんについては身分証だけを入れておりますのでご確認をお願いいたします。なお身分証は期限を3年間にしておりましたので、破損した場合は再発行の届出を出して頂きたいと思います。手帳については1年単位となっております。活動記録カードの平成27年度分の案内が入っております。活動記録カードは毎月提出していただきたいと</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>思います。翌月の10日を目処に提出していただくという事になっておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。紙で20枚入っておりますが、データで欲しい方は農業委員会のメールアドレスにその旨を送信して頂ければ、データを送らせて頂きます。欠席届もごさいます。会議にやむを得ず出席できない場合は、欠席届を出していただくこととなりますのでその様式の提出をお願いいたします。平成27年度遠野市農業委員会総会等の開催予定というものがごさいます。毎月開催されまして、4月10日が農地法等の申請締切日です。そして現地確認を行い、総会開催という日程を年間予定として一覧表にまとめてごさいます。表に記載してある日は予定を空けてこちらの方に御参加下さいませようお願いします。以上です。</p> |
| 議 長     | <p>それでは最後にですけれども、農業共済組合選任の菊池康祝委員について皆さんにお知らせがごさいます。事務局長をもって説明致します。</p>   |
| 事 務 局 長 | <p>はい、議長。農業委員の改選に当たりまして、東南部農業共済組合より推薦頂きました菊池康祝委員でごさいますが、この度農業共済組合の再編が行われることになりまして4月1日から県で組織が一本化されることから、東南部農業共済組合からの推薦期間は3月31日で終了するというごさいますのでお知らせを致します。つきましては、菊池康祝委員から一言頂ければと思います。</p>  |
| 議 長     | <p>29番。</p>  |
| 29番委員   | <p>3月2日に事例を頂きましてまだ1ヶ月にもならないわけですが、局長が仰ったとおり3月31日をもって東南部農業共済組合が無くなり、岩手県内の組織が一本になりまして東南部地域センターという形になるわけでありまして。現在14名いる役員が私ともう1名の2人になります。4月1日の理事会をもって、選任されればまた参りたいと思っておりますので、忘れないようお願いしたいと思います。正式決定は6月でありまして、6月の総代会をもって正式に決まるという事ですのでよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議 長     | <p>以上を持ちまして、第73回遠野市農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。</p> <p>署 名</p>   |

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 4 番 \_\_\_\_\_

同 5 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

0